

## 過去の交渉・要望の足跡【岐学組は子供、学校職員のために常に活動している】

年度	給与	諸手当
H9	○給料表の改定(H9. 4. 1実施)・人事委員会の勧告通り完全実施 ＜平均改定率＞ 1. 14%	○期末手当の改善(H9. 4. 1)・3学期の期末手当の支給割合を拡大 0.5月 → 0.55月 ○扶養手当の改善(H9. 4. 1実施) ・満16才の年度始め～満22才年度末の子(高校生・大学生等)の加算額の増額 一人につき3,000円加算 → 4,000円加算 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の一人目の子等 5,500円 → 6,500円 ○特殊勤務手当の改善 ・非常災害時の業務に対する手当の増額 一日につき 2,100円 → 3,200円 ◇その他 ・宿日直手当の増額 200円(H10. 1. 1実施) ・特殊勤務手当等の改正 (H10. 4. 1実施) ・管理職の期末手当の一部 0.4月分を勤勉手当に振り替え (H10. 1. 1実施)
H10	○給料表の改定(H10. 4. 1実施)・人事委員会の勧告通り完全実施 ＜「教育職給料表(三)」の平均改定率＞ 0. 81%	○扶養手当の改善(H10. 4. 1実施) ・満16才の年度始め～満22才年度末の子(高校生・大学生等)の加算額の増額 一人につき4,000円加算 → 5,000円加算 ○単身赴任手当の改善(H10. 4. 1実施) ・基礎額 20,000円 → 23,000円 ・加算額 例 100km以上～300km未満 4,000円～6,000円 約50%up ○その他 ・宿日直手当の増額 基本額200円(H11. 1. 1実施) ・特に被害が甚大な時の特殊勤務手当新設 6,400円(H11. 4. 1実施) ・救急業務 1,500円 → 3,000円 (H11. 1. 1実施)
H11	○給料表の改定(H11. 4. 1実施)・人事委員会の勧告通り完全実施 ＜「教育職給料表(三)」の平均改定率＞ 0. 37%	○)期末・勤勉手当の支給改善(H12. 1. 1実施) ・育児休業者への期末・勤勉手当等、勤務実績がある者に在職期間に応じて支給 ○宿日直手当の増額(H12. 1. 1実施) ・一般の宿日直 4,000円 → 4,200円 ・業務手当 4,900円～7,000円 → 5,100円～7,200円 ・常直 月額20,000円 → 月額21,000円
H12		○扶養手当の改善(H12. 4. 1実施) ・2人目までの手当額 一人につき 5,500円 → 6,000円 ・3人目以降の手当額 一人につき 2,000円 → 3,000円 ○教員特殊勤務手当(非常災害時の緊急業務のうち、児童・生徒の補導業務の手当の増額) ・終日の及ぶ程度 日額 1,500円 → 3,000円 ・四時間程度 日額 750円 → 1,500円
H13		
H14		

H15	<p>▲月例給引き下げ 平均△4,088円(△1.08%)</p>	<p>▲配偶者に関わる扶養手当の引き下げ △500円(14,000円→13,500円)  ▲期末・勤勉手当(ボーナス)の引き下げ △0.25月分(4.65月→4.4月)  ◇通勤手当の6ヶ月分定期等の価額による一括支給へ変更</p>
H16		<p>▲岐阜市内在勤の方についていた調整手当(3%)が、平成17年1月より廃止。  ▲退職特昇制度の廃止  ◇義務教育費国庫負担金4,250億円を一般財源化(H17年度のみ)の暫定措置)  ◇寒冷地手当の見直し</p>
H17		
H18	<p>▲義務教育費国庫負担金の国庫負担率が1/2から1/3へ  ▲給与構造改革による給料表の改定(現給保障有り)</p>	
H19		
H20	<p>▲給与カットに関わって  管理職6% 非管理職4%~3.5%  ▲人事委員会の地域手当3%改定勧告(4都市)に対し、2.5%に据え置きを決定。  ○現場の教員の意欲維持に向けた最大限の配慮策の一つとして、松川教育長のコメント発表。  ○新たな職の設置にあたってその職務に見合った適切な処遇を図るため、特2級を新設し、5級制とする。</p>	<p>○特殊勤務手当の改定  部活動手当を含む教員特殊業務手当の倍増(平成20年10月~)  ・部活動手当の倍増(土日2時間600円→1,200円、土日4時間:1,200円→2,400円)  ・その他、特に困難な業務に対する手当の倍増  非常災害時等の緊急業務(災害時防災・復旧、緊急補導、救急業務)  (8時間程度3,000円~6,400円→6,000円~12,800円)  修学旅行等引率指導業務(8時間程度1,700円→3,400円)  対外運動競技等引率指導業務(8時間程度1,700円→3,400円)  ▲教員特別手当の算定 本給3.8%→3.0%</p>
H21	<p>▲給与カットに関わって  管理職12% 非管理職7%~6%  ◇但し、期末勤勉手当や退職金に反映されない。管理職年額66万4千円。  中堅教諭で30万円程度の抑制。  ○臨時的任用職員の初任給上限見直し(平成22年4月1日より適用)  各給料表1級の上限を2号給引き上げ。</p>	<p>▲教員特別手当の算定 本給3.0%→2.2%</p>
H22	<p>▲給与カットに関わって  管理職8% 非管理職5%~4% ◇但し、期末勤勉手当や退職金に反映されない。  ◇2年間の措置。教員系管理職のみ前年度比4ポイント減。  ▲特別支援調整数1.5→1.25 23年度からからの廃止へ経過措置の実施(調整数は「1」)  ○臨時的任用職員の初任給上限見直し(平成23年4月1日より適用)  各給料表1級の上限を2号給引き上げ。(22年度に引き続き改定)</p>	<p>▲教員特別手当の算定 本給2.2%→1.5%</p>
H23	<p>▲給与カットに関わって  管理職7% 非管理職4%~3% 昨年度比1%減  ◇期末勤勉手当や退職金に反映されない。残り1年の措置。  ▲特別支援調整数 24年度以降廃止。但し24年度は0.5。  ○臨時的任用職員の給与(初任給)上限撤廃(平成24年4月1日より適用)</p>	

H24	◇給与カットにかかわって 平成25年3月をもって終了予定 ▲特別支援調整数 廃止(平成24年度は0.5)	▲退職手当の調整率の段階的引下げ ○年度内実施は阻止 平成25年4月1日より実施 下表の通り移行 ※2級149号、38年勤務で岐学組が試算																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>調整率</th> <th>退職手当試算※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>104/100</td> <td>約 2700 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日</td> <td>98/100</td> <td>約 2550 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日</td> <td>95.5/100</td> <td>約 2480 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日</td> <td>92/100</td> <td>約 2390 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 7 月 1 日～</td> <td>87/100</td> <td>約 2260 万円</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	調整率	退職手当試算※	現行	104/100	約 2700 万円	平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日	98/100	約 2550 万円	平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日	95.5/100	約 2480 万円	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日	92/100	約 2390 万円	平成 26 年 7 月 1 日～	87/100	約 2260 万円
期 間	調整率	退職手当試算※																		
現行	104/100	約 2700 万円																		
平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日	98/100	約 2550 万円																		
平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日	95.5/100	約 2480 万円																		
平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日	92/100	約 2390 万円																		
平成 26 年 7 月 1 日～	87/100	約 2260 万円																		

H25	▲国からの要請による給与抑制(平成25年7月～) 平成26年3月をもって終了予定 ○交渉により、下表のように削減率を回復	▲国からの要請による給与抑制(平成25年7月～) 平成26年3月をもって終了予定 ・管理職手当 一律10%減額 ◇期末・勤勉手当 一律4.19%減額→削減しない ◇給与に連動する手当 減額後の給料月額等の月額により算出→実施しない																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>教職給与 表号級</th> <th>1級と 2級役職 加算なし</th> <th>2級役職 加算5%</th> <th>2級役職 加10% と特2級</th> <th>3級以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月17日 提案</td> <td>3.7 2%</td> <td colspan="2">6.06%</td> <td>7.6 2%</td> </tr> <tr> <td>6月5日提 案</td> <td>3.0 0%</td> <td>3.9 0%</td> <td>5.30%</td> <td>7.3 0%</td> </tr> <tr> <td>6月18日 提案</td> <td>3.0 0%</td> <td>3.5 0%</td> <td>4.80%</td> <td>7.3 0%</td> </tr> <tr> <td>回復%</td> <td>-0.7 2%</td> <td>-2.5 6%</td> <td>-1.2 6%</td> <td>-0.3 2%</td> </tr> </tbody> </table>	教職給与 表号級	1級と 2級役職 加算なし	2級役職 加算5%	2級役職 加10% と特2級	3級以上	5月17日 提案	3.7 2%	6.06%		7.6 2%	6月5日提 案	3.0 0%	3.9 0%	5.30%	7.3 0%	6月18日 提案	3.0 0%	3.5 0%	4.80%	7.3 0%	回復%	-0.7 2%	-2.5 6%	-1.2 6%	-0.3 2%
教職給与 表号級	1級と 2級役職 加算なし	2級役職 加算5%	2級役職 加10% と特2級	3級以上																							
5月17日 提案	3.7 2%	6.06%		7.6 2%																							
6月5日提 案	3.0 0%	3.9 0%	5.30%	7.3 0%																							
6月18日 提案	3.0 0%	3.5 0%	4.80%	7.3 0%																							
回復%	-0.7 2%	-2.5 6%	-1.2 6%	-0.3 2%																							

H26

●給与改定

○人事委員会勧告

月例給、特別給（ボーナス）ともに7年ぶりの引き上げ

12月県議会で承認 月例給 890円(0.24%)引き上げ 特別給(ボーナス)0.15月分引上げ

◇給料表の見直し

平成26年4月改定の給料表水準を維持した上で、国家公務員の俸給表に準じて給与カーブを見直す。⇒若年層は増額、ベテラン層は減額

◇給料表の見直しにより、給料の引き下げを受ける職員には、別に定めるまでの間、現給保障(平成26年度末の給料表月額との差額の支給)を実施する。

▲給与構造改革による現給保障の廃止

平成18年4月から実施した給与構造改革による改革前と差額相当額(現給保障)の支給を平成27年度から段階的に廃止する。⇒○他県に比べ、長い期間実施された。(早い県では数年前に廃止)影響を受けるのは50歳以上の世代で10%位の方。

<経過措置>

期間	現給保障として支給する給料の額
平成27年4月1日～平成28年3月31日	27年3月31日の現給保障額の2/3に相当する額
平成28年4月1日～平成29年3月31日	27年3月31日の現給保障額の1/3に相当する額
平成29年4月1日～	支給しない(廃止)

▲臨時的任用職員の初任給上限見直し

<現行の初任給上限>・教職給料表(三)1級125号給(310,300円・最高号給)

<改定後の初任給上限>

○年度末の年齢が60歳以下の職員⇒現行通り

○年度末の年齢が60歳を超える職員⇒教職給料表(三)1級69号給(269,300円)

・平成27年4月1日以降の採用者から適用

・経過措置 平成27年度は、教職給料表(三)1級97号給(300,100円)

平成28年度は、教職給料表(三)1級83号給(287,400円)

※参考【再任用職員の給料】教職給料表(三)2級(274,100円)

○特殊勤務手当の改定

平成27年4月1日より特殊勤務手当を25%引き上げる(3月県議会で改定予定)

改定される特殊勤務手当…非常災害時等の緊急業務3000～12800円→3750～16000円(現行→改定後)

修学旅行等引率指導業務3400円→4250円

対外運動競技等引率指導業務3400円→4250円

部活動指導業務1200～2400円→1500～3000円

○給与制度の総合的見直しに基づく改定(平成27年4月1日実施)

②地域手当 支給地域、支給割合は据え置き、現行の取り扱いを維持する。

③単身赴任手当の改定 民間を下回っている状況等を踏まえ、国と同様に段階的に引き上げる。

(基礎額23,000円→30,000円、加算額上限45,000円→70,000円)

H27

○給与改定

人事委員会勧告 月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げ

3月県議会で承認 月例給 978円(0.27%)引き上げ改定

特別給(ボーナス)0.1月分引上げ改定

▲給与制度の総合的見直しによる給与表改定の経過措置(現給保障)

・国の取扱に準じて平成30年3月31日で廃止

○地域手当の改定(給与制度の総合的見直し)

平成28年4月1日より地域手当の県内支給地域と支給割合を見直す

・支給地域:県内全域(現行は、岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市の4市に3%支給)

・支給割合:岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市の7市に3%、7市以外の地域は1%

○単身赴任手当の見直し(給与制度の総合的見直し)

平成28年4月1日より

・基礎額を4,000円引き上げて、30,000円に改定

・加算額の限度について、基礎額の引き上げを考慮して12,000円引き上げ70,000円に改定

H28	<p>○人事委員会勧告完全実施 月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げ。 &lt;月例給 551円(0.15%:平均)引き上げ, 特別給(ボーナス)0.1月分引き上げ勤勉手当に配分&gt; ※若年層に重点を置きつつ, 再任用者を含む全てで改定。</p> <p>▲給与制度の総合的見直しによる給与表改定の経過措置(現給保障) 国の取扱に準じて平成30年3月31日で廃止。</p>	<p>◇配偶者に関わる手当の減額と子供に関わる手当の増額について, 岐阜県では今年度は実施せず。</p>
-----	---	--

H29	<p>○人事委員会勧告完全実施 月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げ。 &lt;月例給 512円(0.14%:平均)引き上げ, 特別給(ボーナス)0.1月分引き上げ勤勉手当に配分&gt; ※若年層に重点を置きつつ, 再任用者を含む全てで改定。</p> <p>▲給与制度の総合的見直しによる給与表改定の経過措置(現給保障) 国の取扱に準じて平成30年3月32日で廃止。</p>	<p>●配偶者に係る手当額(13,200円)を他の扶養親族と同額(6,500円)まで引き下げる。 ○子に係る手当額(6,500円)を上げる(10,000円)。 ※平成33年度完全実施に向けて, 年度ごとに段階的に実施する。 ※配偶者がいない場合の扶養親族に係る手当額については, 別途に規定がある。</p> <table border="1" data-bbox="1205 534 2072 710"> <thead> <tr> <th>扶養親族</th> <th>年度</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td></td> <td>13,200</td> <td>10,200</td> <td>8,200</td> <td>7,200</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td></td> <td>6,500</td> <td>8,000</td> <td>9,000</td> <td>9,500</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>父母等</td> <td></td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>【表2】扶養手当の月額 (単位:円)</p>	扶養親族	年度	29	30	31	32	33以降	配偶者		13,200	10,200	8,200	7,200	6,500	子		6,500	8,000	9,000	9,500	10,000	父母等		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
扶養親族	年度	29	30	31	32	33以降																								
配偶者		13,200	10,200	8,200	7,200	6,500																								
子		6,500	8,000	9,000	9,500	10,000																								
父母等		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500																								

○諸手当改定

	変更前	変更後	増減
部活動手当(4時間)	3,000	3,600	+600
部活動手当(2時間)	1,500	1,800	+300
修学旅行等引率手当	4,250	5,100	+850
対外運動競技等引率手当	4,250	5,100	+850

●退職手当の削減 ○削減額は, 国家公務員, 他県の地方公務員に比べて抑制。

退職手当引下げ 2018年4月1日～			
2級149級		38年勤続	※平成29年度人委勧告による改定後として算出
退職手当額	=	基本額	+ 調整額
22,337,773	=	20,387,773	+ 1,950,000
基本額	=	退職日給料月額	× 支給率
20,387,773	=	427,336	× 47.709
給料月額	=	給料表の号給(2-149)	× 1.04
427,336	=	410,900	× 1.04
調整額	=	調整月額(区分5)	× 60か月
1,950,000	=	32,500	× 60.00
基本額減額	-803,819	=	20,387,773 - 21,191,592
調整額増額	450,000	=	1,950,000 - 1,500,000
差引	-353,819	=	22,337,773 - 22,691,592

H30	<p>○人事委員会勧告完全実施 月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げ。 &lt;月例給 576円(0.16%:平均)引き上げ, 特別給(ボーナス)0.05月分引き上げ勤勉手当に配分&gt; ※若年層に重点を置きつつ, 再任用者を含む全てで改定。</p>	<p>○部活動手当の支給枠に3時間を新設(4時間枠は廃止)。部活動指針との整合性がとられる。</p>
H31	<p>○人事委員会勧告完全実施 月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げ。 &lt;月例給 初任給を1,700円引上げ。若年層中心に35歳で500円引き上げ。特別給(ボーナス)0.05月分引き上げ勤勉手当に配分&gt; ※若年層に重点を置くが, 中堅以上再任用者を含む改定は見送り。</p>	<p>○住居手当の見直しは, 今後検討する。</p>
R2	<p>●人事委員会勧告完全実施 月例給は, 改定なし 特別給(ボーナス)は, 0. 05月分引下げ(期末手当に配分)</p>	